

締約国に関する情報 U S	アメリカ合衆国 一 般 情 報	附属書 B 1 U S
国内官庁の名称	United States Patent and Trademark Office (USPTO) (米国特許商標庁 (U S P T O))	
所在地	Customer Service Window, Knox Building, 501 Dulany Street, Alexandria, VA 22314, United States of America (Knox Building 1D80号室にカスタマーサービス窓口あり)	
郵便のあて名	Mail Stop PCT, Commissioner for Patents, P. O. Box 1450, Alexandria, Virginia 22313-1450, USA	
電話番号	(1-571) 272 43 00 (PCTヘルプデスク) (1-866) 217 91 97 (電子出願の通話無料テクニカルサポート) (1-571) 272 41 00 (電子出願の国内テクニカルサポート)	
電子メール <sup>1</sup>	PCTHelp@uspto.gov	
インターネット	<a href="https://www.uspto.gov/patents/basics/international-protection/patent-cooperation-treaty?MURL=patentcooperationtreaty">https://www.uspto.gov/patents/basics/international-protection/patent-cooperation-treaty?MURL=patentcooperationtreaty</a>	
ファクシミリ装置	(1-571) 273 83 00 (PCTオペレーション－特定書類のみ) <sup>2</sup> (1-571) 273 83 00 (USPTO Central Fax－特定書類のみ) <sup>2</sup> (1-571) 273 04 19 (PCTヘルプデスク)	
国内官庁はファクシミリ装置又は同様の手段による書類の提出を受理するか？ (PCT規則92.4)	ファクシミリ装置による提出を受理する	
送付することができる書類の種類	次のものを除くすべての書類： － 優先権書類を含む認証付書類 － PCT第11条に基づく国際出願日の認定に必要な書類 － 預金口座に国内基本手数料を振込む振込証 － 必要な場合には国内段階に移行するための国際出願の写し － 秘密保持命令に直接関係する書類	
書類の原本提出義務	請求がない限り提出義務はない	
国際出願に関する通知を電子メールで送付するか？	送付しない	
郵政当局以外の配達サービスを利用した場合に亡失又は遅延があったとき書類を発送したことの証拠を受理するか？ (PCT規則82.1)	受理しない	

[次頁に続く]

- 2022年1月1日から1年間、PCT、PCTに基づく国際出願に適用される手続、及び35 U.S.C. 第371条に基づき行われた米国内段階出願に関する、一般的かつ時間的制約のない質問を提出できる試行プログラム。この試行は2023年1月1日からさらに1年間延長された。この電子メールアドレスは個別案件又は時間的制約のある質問には利用されないことに留意されたい。そのような質問はPCTヘルプデスク ((1-571) 272 43 00) に電話で直接連絡されたい。
- ファクシミリで提出可能な書類の詳細については「国内官庁はファクシミリ装置又は同様の手段による書類の提出を受理するか？(PCT規則92.4)」を参照されたい。

U S	アメリカ合衆国 (続き)	U S
出願人がWIPO DASから優先権書類を取得できるようにする用意があるか？ (PCT規則17.1(b)の2))	出願人がWIPO DASから電子形式による国内出願を取得できるようにする用意がある <sup>3</sup>	
米国の国民及び居住者のための管轄受理官庁 国内法令 <sup>5</sup> は外国官庁への国際出願を制限するか？	WIPO国際事務局 <sup>4</sup> 又は米国特許商標庁 (USPTO) 次の場合、出願は制限される： 米国内で行われた発明	
米国が指定 (又は選択) されている場合の管轄指定 (又は選択) 官庁	米国特許商標庁 (USPTO) 対応する国内段階を参照されたい。	
PCTに基づき取得可能な保護の種類	特許	
国内官庁が認める手数料の支払方法	支払はすべて米国・ドル建で行う。 支払は次のいずれかの方法が認められる： — 米国郵便為替 (37 CFR 1.23) — 小切手 (37 CFR 1.23) — USPTO預金口座 (37 CFR 1.25) — クレジットカード (37 CFR 1.23(b)) — プリペイドカードを含むデビットカードであって暗証番号の使用を要求しないもの — 電信送金 — Financial Managerで管理され、ACHネットワークを使用して決済されるオンライン口座経由のACH引き落としによる電子資金送金 (EFT)  郵便為替及び小切手での支払は米国・ドル建で「Director of the U.S. Patent and Trademark Office」宛に行う。外国からの送金は、所定の手数料全額を支払い、米国ですみやかに換金可能なものとする必要がある。すべての支払には、完全な出願番号、出願人の氏名又は名称、支払手数料の種類を表示する。  すべての手数料は、次のいずれかのクレジットカードによる支払が可能である：MasterCard, VISA, American Express, Discover。出願人がクレジットカードで支払う場合には、様式PTO-2038 (National Chapter Annex US. II) を使用されたい。クレジットカード支払の包括的承認は認められない。手数料額の特定が必要である。クレジットカードは毎回承認しなければならない。その後に変更する場合には新たな承認が必要となる。 <b>注意</b> ：Patent Centerによる出願の場合には、様式PTO-2038をPDF形式で添付してはならない。これを行った場合、支払者のクレジットカード情報がPatent Center経由で表示されるおそ	

[次頁に続く]

- 3 出願をDASで利用可能とすることを請求する方法の詳細に関しては、次を参照されたい。https://www.uspto.gov/patents/basics/international-protection/electronic-priority-document-exchange-pdx。ただし出願人は、アメリカ合衆国の受理官庁 (RO/US) に対して、PCT規則17.1(b)の2の規定に従い優先権書類を電子図書館から取得して国際事務局に送付することを請求することができない。
- 4 出願人は、国家安全保障の規定が外国出願を許容している場合に限り国際事務局に出願することができる。この規定に従うことは出願人の責任であり、国際事務局により点検はされない。
- 5 米国特許法 (Title 35, United States Code, Patents) 第181条及び第184条-第188条を参照。更に37 CFR 5.11-5.20も参照。

US

アメリカ合衆国 (続き)

US

国内官庁が認める手数料の支払方法  
(続き)

れがある。個人情報を保護するために、電子支払方法を利用してオンラインで手数料を支払うことが推奨される。PTO-2038はUSPTO宛に郵送又はFAX送信のみとされたい。基本国内手数料の支払時にPTO-2038をUSPTOにFAX送信してはならない。

USPTO宛の資金の電子送金に関する情報は、(571) 272-6400の財務局に問合せされたい。

出願人が電信送金又はEFTによる支払を選択する場合には、USPTOが正規の手数料全額を受領することを確約されたい。銀行手数料が差し引かれる場合には、権利消滅のおそれがある。

USPTO宛の手数料支払が認められる方法についての追加情報は次を参照されたい：

<https://www.uspto.gov/learning-and-resources/fees-and-payment/accepted-payment-methods>

国際型調査に関する米国法の規定<sup>6</sup>  
(PCT第15条)

連邦規則法典第37巻 (37 CFR) 1.104(a)(3)及び(a)(4)並びに1.21(e)

国際公開に基づく仮保護

特許権者は、PCT第21条(2)(a)に基づく国際出願の公開の日から、又は公開が英語以外の言語によってされている場合には、国際出願の英語による翻訳文をUSPTOが受領した日から、ロイヤリティー相当額を取得する資格を有する。ロイヤリティー相当額を取得する権利は、特許の請求の範囲に記載されている発明が公開された国際出願の請求の範囲に記載されている発明と実質的に同一でなければ行使することができない。詳しくは国内段階のUS国内編、US.47を参照されたい(更に35 USC 154(d)も参照のこと)。

米国が指定(又は選択)されている場合の有益な情報

## 警告

国際出願に基づき発行された米国特許において開示されている対象事項の「先行技術としての効果」

米国は、PCT第64条(4)の規定に基づく宣言をしている。ただしこの宣言は、米国発明法の先発明者先願主義の対象とされない出願、すなわち2013年3月16日より前の有効出願日を有する請求の範囲を含む又は過去に含んでいた出願のみに適用される<sup>7</sup>。

米国が指定(又は選択)されている場合に発明者の氏名(名称)及びあて名を提示しなければならない時期

願書中に記載するか、又は出願後に提出することができる。発明者に関する情報がPCT第22条又は第39条(1)に基づく期間の満了時に不明の場合、管轄官庁は通知で定める期間内に当該要件を満たすよう出願人に求める。

微生物及びその他の生物材料の寄託に関する特別の規定が設けられているか?

あり(附属書L参照)

<sup>6</sup> USPTOは、後に行われた国際出願において調査手数料の減額を受けるために、国際型調査の正式な報告書が作成されていることを要求しない。

<sup>7</sup> 米国発明法の先発明者先願主義の適用に関する追加情報は次を参照されたい。  
<https://www.uspto.gov/patent/first-inventor-file-fitf-resources>